

諮問庁：公安調査庁長官

諮問日：令和4年10月11日（令和4年（行情）諮問第575号）

答申日：令和5年11月16日（令和5年度（行情）答申第437号）

事件名：大型ビジョンにおける啓発動画の放映に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2の表中の「文書名」欄に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年3月30日付け公調総発第344号により、公安調査庁長官（以下「処分庁」及び「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、審査請求書（審査請求の理由部分）で開示すべきとする部分は、開示すべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書（審査請求の理由部分）

別紙3に掲げるとおり

（2）意見書

別紙4に掲げるとおり

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯及び概要

審査請求人は、法4条に基づき、処分庁に対し、令和3年5月26日付け「行政文書開示請求書」により、開示請求を行った。

処分庁は、法11条を適用し、令和3年7月29日までに、可能な部分について、開示決定を行い、残りの請求部分については、令和4年3月30日までに、法9条1項に基づき、一部を開示する原処分を行い、同日付「行政文書開示決定通知書」により、審査請求人に通知した。

これに対して審査請求人は、処分庁に対し、令和4年7月1日付け「審査請求書」を提出（同日受付）し、原処分の取消しを求める本件審査請求

をしたものである。

2 本件開示請求に係る不開示理由について

(1) 本件開示請求に係る行政文書について

開示請求書等に記載された請求する行政文書の名称等には、別紙1に掲げる内容が記載されており、これに基づき対象文書の特定を行った。

(2) 本件不開示理由について

処分庁は、本件対象文書を特定し、原処分を行った。

原処分における不開示部分及び不開示理由は別紙2に掲げるとおり。

(3) 本件不開示決定の妥当性について

ア 公安調査庁の任務等について

公安調査庁は、破壊活動防止法（以下「破防法」という。）及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、①破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体（以下「破壊的団体等」という。）の規制に関する調査を行うこと、②破壊的団体等に対する処分の請求を行うこと、③無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置を実施することにより、もって公共の安全の確保を図ることをその任務としている。

公安調査庁が実施する団体に対する規制措置は、破防法によるものと団体規制法によるものとの二本立てとなっている。破防法による団体規制の仕組みは、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体について、継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由がある場合に、そのおそれを除去するために団体活動の制限の処分あるいは解散の指定の処分を行うというものである。他方、団体規制法による団体規制の仕組みは、無差別大量殺人行為が暴力主義的破壊活動のうちでも治安の根幹を揺るがしかねない極めて危険な行為であり、再発を防止することが困難で反復性が強いという特性を有することから、過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするための観察処分と、当該団体の危険な要素の増大を防止するために、土地建物の新規取得を禁止すること、あるいは既存の施設の使用を禁止することなどを内容とする再発防止処分を行うというものである。

イ 本件開示請求に係る行政文書の性質

本件開示請求に係る行政文書は、公安調査庁が、同庁作成の啓発動画「あのテロ事件から四半世紀～今も変わらないオウム真理教～」を、全国数カ所の大型ビジョンに3回にわたって放映する際に、関係法人とやり取りした文書や、内部の決裁文書等の一切に関するも

のである。そして、本件対象文書に記録されている情報は、

- ① 当該法人との交渉内容及び契約に関する情報
 - ② 公安調査庁内での内部検討及び会計処理に関する情報
- 等の性質を併せ有している。

(4) 本件開示請求に係る情報の不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

本件対象文書は、当該法人との交渉内容及び契約に関する情報という性質を有しているところ、当該各法人の代表者及び職員の氏名等、個人に関する情報が含まれており、これを公にすることにより「特定の個人を識別することができるもの」であることから、法5条1号に該当する。また、本件対象文書の中には、当該法人との交渉等を担当した公安調査庁職員、処分庁内での内部検討及び会計処理に関与した同庁職員がおり、課長相当職未満職員の個人を識別することが可能となる情報が記載されていることから、法5条1号の不開示情報に該当する。

イ 法5条2号イ該当性について

当該動画は、処分庁が、当該団体の危険性を啓発するために作成した動画であるが、当該動画を全国主要都市の大型ビジョンで放映すれば、これに反発を抱く団体又は個人が存在する可能性は否定できず、とりわけ、当該団体の関係者等から見れば、自ら関係する団体の危険性を啓発する動画が公開されること自体、強い反発・反感を抱き、どのような法人等が関与しているのか関心を抱き、様々な手法を用いて情報収集を行う可能性がある。

本件対象文書は、当該法人との交渉内容及び契約に関する情報という性質を有しているところ、上記のとおり、当該法人の名称等を公にすれば、当該動画の大型ビジョンでの放映に反発を抱く団体又は個人が、当該法人及び当該法人の職員等に対して、各種妨害活動を誘発させるおそれがあり、その結果、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

本件対象文書の中には、受注業者が処分庁に対して、本件役務の報告に際して作成した文書が含まれている（【文書1-10】納品書の添付資料、【文書1-12】御請求書の添付資料、【文書2-10】納品書の添付資料）。当該報告書の内容は、どのような内容で作成するのか、また、その様式を含めて、当該法人が有するビジネス上の「ノウハウ」に該当するものであり、こうしたノウハウは当該法人がこれまでの企業努力の中で培ったもので、当該法人の権利や競争上の地位の維持に直結するものである。当該添付資料を開示することは、当該法人が独自に有するそのノウハウが、競争関係

にある同業他社等に知られた場合、本来は知見の集積、創意工夫など業務上の努力によって各法人が獲得すべきである情報を労せずして同業他社等に与えてしまうこととなり、その結果、これを模倣される可能性は否定できず、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害することとなるおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に該当する。

本件対象文書の中には、当該部分を公にすると、既に公にされている情報等と併せることにより、当該法人が取り扱っている具体的な商品を相当程度特定することが可能となる情報が含まれており、競合関係にある同業他社等にとっては、本件対象文書の情報に加工・改善を加え、そのノウハウを模倣することで、今後行う広報等の業務に係る契約への応募を容易にすることが可能となり、その結果、当該契約への応募が困難になる可能性のある当該法人にとっては、公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

本件対象文書の中には、処分庁と当該法人との間での契約締結を含めた交渉又は連絡内容等が記載されていることから、当該部分を公にすると、これらの情報が競争関係にある同業他社等に知られるおそれがあり、この同業他社がこれらの交渉手法等を模倣することで、今後行う広報等の業務に係る契約への応募を容易にすることが可能となり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

本件対象文書の中には、記載内容から、今後、当該法人が行う当該大型ビジョンでの各種放映に対して、様々な団体又は個人から各種妨害活動を誘発させるおそれがあり、その結果、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

本件対象文書の中には、当該法人の口座情報等の記載が含まれており、これは当該法人の内部管理情報であり、当該法人の事業活動において取引関係者に対し必要な場合にのみ示されるものであり、これを公にすると、悪用等、本来の目的以外に使用されるなどして当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

ウ 法5条4号及び6号該当性について

本件対象文書の中には、公安調査庁の課長相当職未満職員の個人を識別することが可能となる情報が記載されていることから、これを公にすることにより、調査対象団体等から当該職員に対する働きかけの危険性が高まるほか、当該職員及びその家族の生命・身体等へ

の危害が加えられるおそれがあるなど、当庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び6号柱書きの不開示情報に該当する。

本件対象文書の中には、当該法人の名称等が記載、もしくは当該法人の名称等が特定されるおそれがある情報が記載されており、当該大型ビジョンで放映された動画の内容から、これに反発を抱く団体又は個人が存在する可能性は否定できず、当該法人の名称等が知られることにより、当該法人及び当該法人の職員等に対して、各種妨害活動を誘発させるおそれがあり、これらの懸念から、当該法人等が、今後、当庁が行う広報活動等への事業に参加を回避するなどにより、広報活動等の広報事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

本件対象文書の中には、法人との契約締結を含めた交渉又は連絡内容等が記載されており、当該部分を公にすると、交渉過程を含め契約した事業内容の詳細を同業他社等に知られることを恐れる法人等が、今後、当庁が行う広報活動への事業に参加しないことなどにより、広報活動等の広報事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

本件対象文書の中には、内線番号が記載されており、これを公にすると、いたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来たすなど、当庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

本件対象文書の中には、当庁が使用するホームページ作成ソフトが判明する部分が記載されており、当該部分を公にすると、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

予定価格調書等（【文書1-14】、【文書2-12】及び【文書3-12】）に関する不開示部分は、これを公にすることにより、当該事業に係る予定価格の積算方法が類推されることにより、今後行う他の契約の予定価格積算方法及び予定価格が類推されるおそれが生じる。これにより、本来は、より安価な金額で契約する可能性のある事業が、類推された予定価格付近での契約となるおそれがあるなど、将来における契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号ロに該当する。

(5) 過去の審査会答申について

ア 各種妨害活動に関するもの

処分庁が諮問庁である「特定団体に係る立入検査において記録した映像等の提供等についての報道機関とのやり取りに関する文書の不開示決定に関する件」（令和２年度（行情）答申第５３７号）では、「当該文書が、被処分団体の現状等に関する情報という性質を併せ有していることに鑑みると、日頃、各報道機関の被処分団体及び同構成員に関する報道姿勢等に不満を抱く団体又は個人が存しているであろうことは容易に想定できるところ、これら団体又は個人が、報道では必ずしも明らかにされない上記取材のノウハウ等に関する情報を得ることによって不満を高めるなどし、各報道機関に対する各種妨害活動に訴え、その結果、各報道機関にとっては将来の報道ないし取材を抑制するなどの対応を余儀なくされ、各報道機関の報道の自由及び取材の自由が侵害されることになるおそれがある旨の諮問庁の上記第３の２（３）ウ（ア）の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる」などとした上で、「標記文書を公にすると、各報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、不開示とされた標記文書の全部は、個々の文書ごとに、法５条２号イに該当し、同条１号、４号及び６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である」との判断がなされている。

イ 事業者が有する「ノウハウ」に関するもの

法務大臣が諮問庁である「「契約業者図面（特定物品）」（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件」（令和３年度（行情）答申第３２１号）では、刑務作業において生産される特定物品の図面に関し、「本件対象文書は、刑務作業の受注者である特定刑事施設が、発注者である特定事業者から取得し、保有しているものであり、標記不開示部分が開示された場合、特定事業者と競合関係にある他の民間事業者等にとっては、当該不開示部分に記録された情報に加工・改善を加えるなどし、そのノウハウを模倣することが容易となり、特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがある旨の上記第３の２の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる」などとした上で、「当該不開示部分は、法５条２号イに該当し、同条４号及び６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である」との判断がなされている。

ウ 予定価格調書に関するもの

厚生労働大臣が諮問庁である「「労働基準監督署組織再編に伴う労災補償業務の局集中化に係る庁舎整備等予算配布の申請について」等の一部開示決定に関する件」及び「大阪労働局管下労働基準監督

署労災部署の業務体制の変更についての一部開示決定に関する件」
（令和3年度（行情）答申第79号及び同第80号）では、大阪労働局が作成した予定価格調書の記載の一部について、「入札業務を行う際の特定の条件における金額等が記載されている」などとした上で、「法5条6号ロに該当し、不開示とすることが妥当である」との判断がなされている。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、本件審査請求において、大要、以下のとおり主張するが、いずれにも理由がない。
- (2) 審査請求人は、審査請求書4頁において、「本件動画は、すでに全国各地の大型ビジョンにて現に放映され、その期間を満了している。今更、「不満を抱く団体又は個人」による「各種妨害活動」を懸念することの実益は極めて乏しい」などと論難しているが、前記2（4）イで述べたように「当該団体の関係者等から見れば、自ら関係する団体の危険性を啓発する動画が公開されること自体、強い反発・反感を抱き、どのような法人等が関与しているのか関心を抱き、様々な手法を用いて情報収集を行う可能性がある」り、その情報収集とは、大型ビジョンの放映期間を満了しているか否かに関わらず続いていくものと考えべきものであり、審査請求人の主張は全く根拠がないものである。その上、同請求人は、同4頁において、「本件動画を放映した各地の大型ビジョンの大画面やビルの所有者等において、「反発を抱く団体又は個人」による「各種妨害活動」によって被害に遭ったという話は聞いたことがない。」などと主張しているが、そもそも何を根拠として「聞いたことがない」などと断定しているのが判然としない。その上、同請求人は、同4頁において、「ありもしない「おそれ」を前面に出して不開示の理由の一つにしていることは明白であり、よって、法5条2号イ及び法5条6号柱書きには該当しない。」などと主張しているが、かかる主張の具体的な根拠は明らかでない上、法5条2号イには、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定されており、前記2（4）イのとおり「当該団体の関係者等から見れば、自ら関係する団体の危険性を啓発する動画が公開されること自体、強い反発・反感を抱き、どのような法人等が関与しているのか関心を抱き、様々な手法を用いて情報収集を行う可能性がある」ことからすれば、その「おそれ」は十分存在する。

その上、同請求人自身も、同6頁において、「当該法人の（ビジネス上の）ノウハウ」が、公安調査庁に対する破格の優遇措置を指し、それをもって当該法人と公安調査庁との契約が成立したという意味の「ノウハウ」であれば、これこそ「官民の癒着」が疑われるところであり」な

どと「官民の癒着」を標ぼうして当該法人の名誉を毀損していることからすれば、当該法人の名称等を明らかにすることは、自ら関係する団体の危険性を啓発する動画が公開されたことに反発を抱く団体又は個人により、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害」することにつながるおそれがあるのは明らかである。

(3) そのほか、審査請求人は、るる主張しているが、前記2(4)で述べた不開示情報該当性を左右するものとは到底認められない。

4 結論

本件開示請求については、以上のことから、本件対象文書が、法5条1号、2号イ及びロ、4号及び6号柱書きの不開示情報に該当することから、処分庁が法9条1項に基づいて行った原処分は妥当であり、本件審査請求を速やかに棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同年11月17日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年10月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示決定について

処分庁は、本件対象文書の一部につき、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙3(審査請求書(審査請求の理由部分))で開示を求める不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めているところ、諮問庁は、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定団体に対しての啓発ビデオの放映に関する文書であり、本件不開示部分を記載事項ごとにまとめると別表のとおりであるものと認められる。

(1) 不開示情報該当性について

ア 別表アに掲げる部分(特定法人との交渉に係る内容)

当該文書には、特定法人との交渉に係る内容が記載されていることが認められるところ、これを公にすると、これらの情報が競争関係にある同業他社等に知られるおそれがあり、同業他社が交渉手法等

を模倣することで、今後行う広報等の業務に係る契約への応募を容易にすることが可能となり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の諮問庁の説明（第3の2（4））は、これを否定することまではできない。

したがって、標記不開示部分は、法5条2号イに該当し、6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表イに掲げる部分（特定法人の名称等）

当該文書には、特定法人の名称、所在地、連絡先、債主コード、当該法人の代表者の氏名及び印影並びに当該法人の印影が記載されていることが認められる。

この点に関する諮問庁の説明（第3の2（4））は、大型ビジョンで放映された動画の内容からすれば、これに反発を抱く団体又は個人が存在する可能性は否定できず、当該部分を公にすると、特定法人の名称等が特定され、当該動画の放映に協力的であるとみなされるおそれのある当該法人の名称等が知られることにより、当該法人及び当該法人の職員等に対して、各種妨害活動を誘発させるおそれがあり、その結果、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとの趣旨であると解されるところ、これを否定することまではできない。

したがって、標記不開示部分は、法5条2号イに該当し、6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表ウに掲げる部分（商品コード）

（ア）標記不開示部分の不開示事由該当性について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は以下のとおり補足して説明する。

商品コード（作品番号）のみでは、一見、どのような作品かは判然としないが、業界内の事情を熟知する同業他社等にとっては、番号さえ分かれば、契約社名及び作品名の特定が容易に可能となる。

つまり、商品コード（作品番号）を開示した場合、契約した当該映像等が特定可能となり、そこから原処分で開示されている契約関係の金額と照合することで、同業他社等が、今後、当庁が同種の映像等の媒体を発注する際に、特定した映像等のノウハウを模倣することで、映像の構成の企画などの工程を簡略化することが可能となり、当庁に対して、営業活動などを通じて、特定法人の本件映像に係る契約金額よりも低い金額を提示することが可能となり、その結果、特定法人の営業成績等に影響を与える可能性があることから、公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(イ) 当審査会事務局職員をして、商品コード（作品番号）を特定の方法で確認させたところ、（ア）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

また、開示されている箇所には、本件映像に係る写真使用料や画像利用料が含まれていることが認められる。

そうすると、商品コード（作品番号）を公にすることにより、上記（ア）において諮問庁が説明するとおり、同業他社等が、特定法人の契約金額よりも低い金額を提示することが可能となり、特定法人の競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがないとまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、標記不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表エに掲げる部分（決裁文書等の添付資料）

当該文書には、特定法人の名称等が特定されるおそれがある情報及び特定法人の営業上のノウハウが明らかとなる情報が記載されていることが認められる。そうすると、これを公にすると、上記イと同様の理由により、また、上記ノウハウが競争関係にある他の法人に知られる結果、これを模倣されるおそれは否定できず、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の諮問庁の説明（第3の2（4））は、否定することまではできない。

したがって、標記不開示部分は、法5条2号イに該当し、6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 別表オに掲げる部分（請求明細表等の商品の内容説明）

当該文書には、具体的な商品の内容が記載されているところ、これを公にすると、既に公にされている情報等と併せることにより、特定法人が取り扱っている具体的な商品を相当程度特定することが可能となり、同業他社がその内容等を基に検討して、当該法人のノウハウを模倣されるなど、特定法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある旨の諮問庁の説明（第3の2（4））は、否定することまではできない。

したがって、標記不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 別表カに掲げる部分（予定価格の積算方法が分かる資料）

当該文書には、予定価格の根拠が具体的に記載されていることが認められ、これを公にすると、予定価格の積算方法が明らかとなり、将来の同種契約において、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるなど、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、標記不開示部分は、法5条6号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

キ 別表キに掲げる部分（契約履行の特約に係る記載）

当該文書の特約記載部分に鑑みると、当該部分を公にすると、今後、当該大型ビジョンでの同種の放映に対して、各種妨害活動を誘発させるおそれがあり、特定法人の正当な利益を害するおそれがあるとする旨の諮問庁の説明（第3の2（4））は、否定することまではできない。

したがって、標記不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ク 別表クに掲げる部分（御見積書の品名欄の特約に係る記載）

当該部分には、特定法人との契約金額に関する特約の内容が記載されていることが認められるところ、その内容・性質に照らすと、これを公にすると、競争関係にある他社が、当該部分の内容を踏まえ、将来、より低額な価格を提示することが可能になる結果、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、標記不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号イ及び6号ロに該当すると認められるので、6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙1（本件対象文書）

公安調査庁は、別紙（別紙は省略する。）のとおり、同庁作成の啓発動画「あのテロ事件から四半世紀～今も変わらないオウム真理教～」を、全国数カ所の大型ビジョンにて3回にわたって放映した。

① 特定URL1 4ヶ所

啓発動画「あのテロ事件から四半世紀～今も変わらないオウム真理教～」
令和2年3月18日（水）から同年3月24日（火）まで

② 特定URL2 10ヶ所

啓発動画「あのテロ事件から四半世紀～今も変わらないオウム真理教～」
令和2年7月20日（月）から同年8月19日（水）まで 6ヶ所
令和2年7月20日（月）から同年9月4日（水）まで 4ヶ所

③ 特定URL3 7ヶ所

啓発動画「あのテロ事件から四半世紀～今も変わらないオウム真理教～」
令和3年3月1日（月）から同年3月31日（水）まで

上記①ないし③の放映実施に係る

- ・同庁担当部署内でのミーティング記録や決裁等、
- ・各大型ビジョン（①4ヶ所、②10ヶ所、③7ヶ所）とのそれぞれの放映（広告）契約書、契約するにあたって同庁が相手方に提供した資料
- ・請求書・領収書など経費関係書類

など、関係する一切の文書（動画や電子メール、LINE等でのやりとりも含む。）

別紙 2（不開示部分及び不開示理由）

【不開示理由欄の①ないし⑩の意味は、以下のとおりである。】

- ① 当該行政文書の中には、公安調査庁の課長相当職未満職員の個人を識別することが可能となる情報が記載されていることから、法5条1号の不開示情報に該当する。また、これを公にすることにより、調査対象団体等から当該職員に対する働きかけの危険性が高まるほか、当該職員及びその家族の生命・身体等への危害が加えられるおそれがあるなど、当庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び6号柱書きの不開示情報に該当する。
- ② 当該行政文書の中には、当該法人の職員等の個人を識別することが可能となる情報が記載されていることから、法5条1号の不開示情報に該当する。
- ③ 当該行政文書の中には、当該法人の名称等が記載、もしくは当該法人の名称等が特定されるおそれがある情報が記載されており、当該大型ビジョンで放映された動画の内容から、これに反発を抱く団体又は個人が存在する可能性は否定できず、当該法人の名称等が知られることにより、当該法人及び当該法人の職員等に対して、各種妨害活動を誘発させるおそれがあり、その結果、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。また、当該法人側の各種妨害活動への懸念が増すことにより、今後、当庁が行う広報活動等への事業に参加を回避するなどにより、広報活動等の広報事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。
- ④ 記載内容から、当該法人のビジネス上のノウハウが明らかになり、これらの情報が競争関係にある同業他社等に知られるおそれがあり、その結果、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。
- ⑤ 当該部分を公にすると、既に公にされている情報等と併せることにより、当該法人が取り扱っている具体的な商品を相当程度特定することが可能となり、競合関係にある同業他社等にとっては、本件対象文書の情報に加工・改善を加え、そのノウハウを模倣することで、公安調査庁が今後行う同種業務に係る契約への応募を容易にすることが可能となり、その結果、当該法人の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。
- ⑥ 当該部分には、法人との契約締結を含めた交渉又は連絡内容等が記載されていることから、当該部分を公にすると、これらの情報が競争関係にある同業他社等に知られるおそれがあり、その結果、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示

情報に該当する。また、当該部分を公にすると、交渉過程を含め契約した事業内容の詳細を同業他社等に知られることを恐れる法人等が、今後、当庁が行う広報活動への事業に参加しないことなどにより、広報活動等の広報事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

- ⑦ 記載内容から、今後、当該大型ビジョンでの各種放映に対して、各種妨害活動を誘発させるおそれがあり、その結果、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。
- ⑧ 当該法人の口座情報等を公にすると、本来の目的以外に使用されるなどして当該法人の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。
- ⑨ 内線番号が記載されており、これを公にすると、いたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来たすなど、当庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。
- ⑩ 当該部分を公にすると、当庁が使用するホームページ作成ソフトが判明することから、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。
- ⑪ 当該部分は、これを公にすることにより、当該事業に係る予定価格の積算方法が類推され、契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号ロに該当する。

対象文書	文書番号	文書名	不開示部分	不開示理由
「特定URL14ヶ所」に関する文書	1-1	当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書①	全部不開示	①～⑥
	1-2	物品供用請求書	課長相当職未満職員の姓及び印影	①
			内線番号	⑨
			品目名欄	⑤
	御見積書（2020年3月5日）	法人名，所在地，連絡先，当該法人の代表者の氏名及び当該法人の職員の印影等	②，③	
		商品コード	⑤	

			2の品名	④
		御見積明細書	法人名, 所在地及び当該法人の代表者の氏名等	②, ③
			写真番号欄	⑤
1-3	-	決裁文書(令和2年3月11日起案)	課長相当職未満職員の印影及び姓	①
			内線番号	⑨
		御見積書(2020年3月10日)	法人名, 所在地, 連絡先, 当該法人の職員の氏名等	②, ③
			添付資料の記載部分全て	③
1-4	-	決裁文書(令和2年3月12日起案)	課長相当職未満職員の印影及び姓	①
			内線番号	⑨
		見積書(2020年3月11日)	法人名, 所在地及び連絡先等	③
			課長相当職未満職員の氏名	①
			「DESCRIPTION」欄中の13行目以下の記載部分	⑦
			添付資料の記載部分全て	③, ④
		御見積明細書	法人名, 所在地及び当該法人の代表者の氏名等	②, ③
			写真番号欄	⑤
1-5	-	当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書②	全部不開示	①~⑥
1-6	-	御請求書(2020年3月25日)	法人名, 所在地, 当該法人の職員の氏名及び当該法人の職員の印影等	②, ③
			法人が利用する金融機関に係る情報	⑧
			添付資料の記載部分全て	③~⑤
1-7	-	御請求書(2020年3月25日)	法人名, 所在地及び当該法人の職員の氏名等	②, ③

		日)	【備考】欄	⑦
			法人が利用する金融機関に係る情報	⑧
		納品書(2020年3月24日)	法人名, 所在地及び当該法人の職員の氏名等	②, ③
			【備考】欄	⑦
			添付資料の記載部分全て	③~⑤
1 - 8		御請求書(2020年3月25日)	法人名, 所在地, 当該法人の職員の氏名及び当該法人の職員の印影等	②, ③
			法人が利用する金融機関に係る情報	⑧
1 - 9		当該放映に使用された動画1件	なし	
1 - 10		支出決定決議書(発議:令和2年3月30日)	決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
			債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
			金融欄中の機関欄及び店舗欄, 預貯金種別欄及び口座番号欄	⑧
			支出負担行為時の債主コード欄	③
		御請求書(2020年3月25日)	法人名, 所在地及び当該法人の職員の氏名等	②~③
			「確認済」に押印された課長相当職未満職員の印影	①
			【備考】欄	⑦
			法人が利用する金融機関に係る情報	⑧
		納品書(2020年3月24日)	法人名, 当該法人の所在地及び当該法人の職員の氏名等	②, ③
			【備考】欄	⑦
			添付資料の記載部分全て	③~⑤
1 -		支出負担行為決	決裁欄の課長相当職未満	①

1 1	議書（発議：令和2年3月13日）	職員の印影	
		債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
	見積書	法人名，所在地及び連絡先等	③
		「DESCRIPTION」欄中の13行目以下の記載部分	⑦
1 - 1 2	支出決定決議書（発議：令和2年3月27日）	決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
		債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
		金融欄中の機関欄及び店舗欄，預貯金種別欄及び口座番号欄	⑧
		支出負担行為時の債主コード欄	③
	御請求書（2020年3月25日）	法人名，所在地，当該法人の職員の氏名及び当該法人の職員の印影等	②，③
		「確認済」に押印された課長相当職未満職員の印影	①
		法人が利用する金融機関に係る情報	⑧
		添付資料の記載部分全て	③～⑤
1 - 1 3	支出負担行為決議書（発議：令和2年3月13日）	決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
		債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
	御見積書	法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等	②～③
1 - 1 4	決裁文書（令和2年2月3月13日起案）	課長相当職未満職員の印影	①
		内線番号	⑨
	予定価格調書	下から2段目の枠内の記	⑪

		案	載部分		
			添付資料の記載部分全て	⑪	
		予定価格調書案	下から2段目の枠内の記載部分	⑪	
			添付資料の記載部分全て	⑪	
		決裁文書（令和2月3月11日起案）	課長相当職未満職員の姓及び印影	①	
			内線番号	⑨	
		御見積書	法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等	②，③	
			添付資料の記載部分全て	③～⑤	
		決裁文書（令和2月3月12日起案）	課長相当職未満職員の姓及び印影	①	
			内線番号	⑨	
		見積書	法人名，所在地及び連絡先等	③	
			「DESCRIPTION」欄中の13行目以下の記載部分	⑦	
			添付資料の記載部分全て	③～⑤	
		1 - 15	支出決定決議書（発議：令和2年4月2日）	決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
				債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
金融欄中の機関欄及び店舗欄，預貯金種別欄及び口座番号欄	⑧				
支出負担行為時の債主コード欄	③				
請求書（令和2年3月27日）	課長相当職未満職員の氏名	①			
	法人名，所在地，連絡先，当該法人の代表者の氏名及び当該法人が利用する金融機関に係る情報等	②，③，⑧			

			「確認済」に押印された課長相当職未満職員の印影	①
	請求明細表（令和2年3月17日）		法人名及び連絡先	③
			商品コード欄	⑤
			内容説明欄	⑤
			ご担当者欄（課長相当職未満職員の氏名）	①
1 - 16	支出負担行為決議書（発議：令和2年3月13日）		決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
			債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
	御見積書（2020年3月5日）		法人名，所在地，連絡先，当該法人の代表者の氏名及び当該法人の職員の印影等	②～③
			商品コード	⑤
			2の品名	④
1 - 17	支出決定決議書（発議：令和2年4月2日）		決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
			債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
			金融欄中の機関欄及び店舗欄，預貯金種別欄及び口座番号欄	⑧
			支出負担行為時の債主コード欄	③
請求書			法人名，所在地，連絡先及び当該法人の代表者の氏名等	②，③
			作品番号	⑤
			法人が利用する金融機関に係る情報	⑧
			「確認済」に押印された課長相当職未満職員の印影	①
1 -	支出負担行為決		決裁欄の課長相当職未満	①

	18	議書（発議：令和2年3月13日）	職員の印影	
			債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
		御見積明細書	法人名，所在地，連絡先及び当該法人の代表者の氏名等	②，③
			写真番号欄	⑤
		物品供用請求書	課長相当職未満職員の姓及び印影	①
			内線番号	⑨
			品目名欄	⑤
			※物品供用官等記入欄中の追記何事項欄における予定価格に記載された法人名	③
			添付資料の記載部分全て	⑪
		「特定URL210ヶ所」に係る文書	2-1	当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書③
2-2	決裁文書（令和2年7月9日起案）		課長相当職未満職員の姓及び印影	①
			内線番号	⑨
			添付資料の記載部分全て	②～⑤，⑦
	仕様書		なし	
	物品供用請求書（令和2年7月10日）		内線番号	⑨
			課長相当職未満職員の印影	①
			品目名欄	⑤
	添付資料の記載部分全て		⑪	
2-3	当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書④	全部不開示	①～⑥	
2-4	ホームページ掲載案	フッター部分（日付を除く）	⑩	
2-	当該法人との交	全部不開示	①～⑥	

	5	渉又は連絡内容等が記載されている文書⑤		
	2 - 6	T w i t t e r 投稿文案	課長相当職未満職員の印影	①
	2 - 7	当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書⑥	全部不開示	③～⑥
	2 - 8	御請求書（請求日：2020年8月31日）	課長相当職未満職員の氏名	①
法人名，当該法人の所在地及び当該法人の職員の氏名等			②，③	
法人が利用する金融機関に係る情報			⑧	
御請求書（請求日：2020年8月31日）DRAFT		法人名，所在地及び当該法人の職員の氏名等	②，③	
		法人が利用する金融機関に係る情報	⑧	
請求書		法人名，所在地及び当該法人の代表者の氏名等	②，③	
	作品番号欄	⑤		
	法人が利用する金融機関に係る情報	⑧		
	2 - 9	当該放映に使用された動画1件 ※上記文書番号1-9と同じ	なし	
	2 - 10	支出決定決議書（発議：令和2年9月2日）	決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄			③	
金融欄中の機関欄及び店舗欄，預貯金種別欄及び口座番号欄			⑧	
支出負担行為時の債主コ			③	

		一ド欄	
	御請求書（2020年8月31日）	法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等	②，③
		「確認済」に押印された課長相当職未満職員の印影	①
		法人が利用する金融機関に係る情報	⑧
	納品書（2020年8月19日）	課長相当職未満職員の氏名	①
		法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等	②，③
		添付資料の記載部分全て	③～⑤
	請書（令和2年7月9日）	法人の社印の印影	③
		法人名，所在地及び当該法人の代表者の氏名等	②，③
2 - 1 1	支出負担行為決議書（発議：令和2年7月9日）	決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
		債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
	見積書（2020年7月9日）	課長相当職未満職員の氏名	①
		法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等	②，③
2 - 1 2	決裁文書（令和2年7月9日起案）	課長相当職未満職員の印影	①
		内線番号	⑨
	予定価格調書	下から2段目の枠内の記載部分	⑪
	予定価格調書案	下から2段目の枠内の記載部分	⑪
		添付資料の記載部分全て	⑪
	請書 案	なし	
決裁文書（令和	課長相当職未満職員の姓	①	

		2年7月9日起 案)	及び印影	
			内線番号	⑨
			添付資料の記載部分全て	②～⑤, ⑦
2 - 1 3	支出決定決議書 (発議: 令和2 年10月9日)		決裁欄の課長相当職未満 職員の印影	①
			債主欄中の氏名又は名称 欄及び住所欄	③
			金融欄中の機関欄及び店 舗欄, 預貯金種別欄及び 口座番号欄	⑧
			支出負担行為時の債主コ ード欄	③
	請求書(202 0年10月2 日)		課長相当職未満職員の氏 名	①
			法人名, 当該法人の所在 地, 連絡先, 当該法人の 代表者の氏名及び当該法 人が利用する金融機関に 関する情報等	②, ③, ⑧
			「確認済」に押印された 課長相当職未満職員の印 影	①
	請求明細表(2 020年10月 2日)		法人名及び連絡先	③
			商品コード欄	⑤
			内容説明欄	⑤
			ご担当者欄(課長相当職 未満職員の氏名)	①
2 - 1 4	支出負担行為決 議書(発議: 令 和2年7月10 日)		決裁欄の課長相当職未満 職員の印影	①
			債主欄中の氏名又は名称 欄及び住所欄	③
	御見積書(20 20年7月7 日)		法人名, 所在地, 連絡 先, 当該法人の代表者の 氏名及び当該法人の職員 の印影等	②, ③
			商品コード欄	⑤

		2及び3の品名	④	
2 - 15	支出決定決議書 (発議：令和2 年10月9日)	決裁欄の課長相当職未満 職員の印影	①	
		債主欄中の氏名又は名称 欄及び住所欄	③	
		金融欄中の機関欄及び店 舗欄，預貯金種別欄及び 口座番号欄	⑧	
		支出負担行為時の債主コ ード欄	③	
	請求書	法人名，所在地，連絡先 及び当該法人の代表者の 氏名等	②，③	
		作品番号欄	⑤	
		法人が利用する金融機関 に係る情報	⑧	
		「確認済」に押印された 課長相当職未満職員の印 影	①	
	2 - 16	支出負担行為決 議書（発議：令 和2年7月10 日）	決裁欄の課長相当職未満 職員の印影	①
			債主欄中の氏名又は名称 欄及び住所欄	③
御見積明細書		法人名，所在地，連絡先 及び当該法人の代表者の 氏名等	②，③	
		写真番号欄	⑤	
御見積明細書		法人名，所在地，連絡先 及び当該法人の代表者の 氏名等	②，③	
		写真番号欄	⑤	
物品供用請求書 (令和2年7月 10日)		内線番号	⑨	
		課長相当職未満職員の印 影	①	
		品目名欄	⑤	
		添付資料の記載部分全て	⑪	

「特定URL 317ヶ所」に係る文書	3-1	当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書⑦	全部不開示	①～⑥
	3-2	決裁文書（令和3年2月26日起案）	課長相当職未満職員の署名及び姓等	①
			内線番号	⑨
			添付資料の記載部分全て	③～⑤
		見積書（2021年2月19日）	課長相当職未満職員の氏名	①
	法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等		②，③	
		仕様書	添付資料の記載部分全て	②～⑤，⑦～⑧
	3-3	物品供用請求書（令和3年2月26日）	課長相当職未満職員の氏名	①
			内線番号	⑨
			品目名欄	⑤
			添付資料の記載部分全て	⑪
	3-4	当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書⑧	全部不開示	①～⑦
3-5	ホームページ掲載案	フッター部分（日付を除く）	⑩	
3-6	当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書⑨	全部不開示	①～⑥	
3-7	御請求書（請求日：2021年3月31日）	法人名，所在地，連絡先，当該法人の職員の氏名及び当該法人が利用する金融機関に係る情報等	②，③，⑧	
		納品書（2021年3月31日）	課長相当職未満職員の氏名	①
			法人名，所在地，連絡先	②，③

			及び当該法人の職員の氏名等	
3-8	請求書（令和3年3月17日）		法人名，所在地，連絡先，当該法人の職員の氏名及び当該法人が利用する金融機関に係る情報等	②，③，⑧
			作品番号欄	⑤
			法人が利用する金融機関に係る情報	⑧
			添付資料の記載部分全て	⑤
3-9	当該放映に使用された動画1件 ※上記文書番号1-9，2-9と同じ		なし	
3-10	支出決定決議書（発議：令和3年4月6日）		決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
			債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
			金融欄中の機関欄及び店舗欄，預貯金種別欄及び口座番号欄	⑧
			支出負担行為時の債主コード欄	③
	御請求書（2021年3月31日）		法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等	②，③
			「確認済」に押印された課長相当職未満職員の印影	①
			法人が利用する金融機関に係る情報	⑧
	納品書（2021年3月31日）		課長相当職未満職員の氏名	①
			法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等	②，③

		請書（仕様書含む）	法人の社印の印影	③	
			法人名，所在地及び当該法人の代表者の氏名等	②，③	
3 - 1 1	支出負担行為決議書（発議：令和3年2月26日）	決裁欄の課長相当職未満職員の印影		①	
		債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄		③	
	見積書（2021年2月19日付け）	課長相当職未満職員の氏名		①	
		法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等		②，③	
	3 - 1 2	決裁文書（令和3年2月26日起案）	課長相当職未満職員の署名及び姓		①
			内線番号		⑨
予定価格調書		下から2段目の枠内の記載部分		⑪	
予定価格調書案		下から2段目の枠内の記載部分		⑪	
		添付資料の記載部分全て		⑪	
請書 案		なし			
3 - 1 3	決裁文書（令和3年2月26日起案）	課長相当職未満職員の署名及び姓		①	
		内線番号		⑨	
		添付資料の記載部分全て		②～⑤	
	見積書（2021年2月19日付け）	課長相当職未満職員の氏名		①	
		法人名，所在地，連絡先及び当該法人の職員の氏名等		②，③	
	仕様書	添付資料の記載部分全て		②～⑤，⑦，⑧	
3 - 1 3	支出決定決議書（発議：令和3年3月22日）	決裁欄の課長相当職未満職員の印影		①	
		債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄		③	
		金融欄中の機関欄及び店		⑧	

			舗欄，預貯金種別欄及び 口座番号欄	
			支出負担行為時の債主コ ード欄	③
		請求書（2021年3月17日）	法人名，所在地，連絡先 及び当該法人の職員の氏 名等	②，③
			「確認済」に押印された 課長相当職未満職員の印 影	①
			法人が利用する金融機関 に係る情報	⑧
3 - 14	支出負担行為決 議書（発議：令 和3年2月26 日）	決裁欄の課長相当職未満 職員の印影		①
		債主欄中の氏名又は名称 欄及び住所欄		③
	御見積明細書	法人名，所在地，連絡先 及び当該法人の代表者の 氏名等		②，③
		写真番号欄		⑤
3 - 15	支出決定決議書 （発議：令和3 年3月5日）	決裁欄の課長相当職未満 職員の印影		①
		債主欄中の氏名又は名称 欄及び住所欄		③
		金融欄中の機関欄及び店 舗欄，預貯金種別欄及び 口座番号欄		⑧
		支出負担行為時の債主コ ード欄		③
	請求書（2021年3月2日）	課長相当職未満職員の氏 名		①
		法人名，当該法人の所在 地，連絡先，当該法人の 代表者の氏名及び当該法 人が利用する金融機関に 関する情報等		②，③，⑧
		「確認済」に押印された		①

			課長相当職未満職員の印影	
		請求明細表	法人名及び連絡先	③
			商品コード欄	⑤
			内容説明欄	⑤
			ご担当者欄（課長相当職未満職員の氏名）	①
3 - 16	支出負担行為決議書（発議：令和3年2月26日）		決裁欄の課長相当職未満職員の印影	①
			債主欄中の氏名又は名称欄及び住所欄	③
3 - 16	御見積書（2021年2月24日）		法人名，所在地，連絡先，当該法人の代表者の氏名及び当該法人の職員の印影等	②，③
			商品コード	⑤
			2及び3の品名	④
3 - 16	御見積書（2021年2月24日）		法人名，所在地，連絡先，当該法人の代表者の氏名及び当該法人の職員の印影等	②，③
			商品コード	⑤
			2及び3の品名	④
3 - 17	決裁文書（令和3年2月26日起案）		課長相当職未満職員の署名及び姓	①
			内線番号	⑨
			法人名	③
	予定価格調書（案）		法人名	③
			品名欄（「写真データ」記載部分を除く）	③，④
			下から2段目の枠内の記載部分	⑪
			添付資料の記載部分全て	⑪
	予定価格調書（案）		法人名	③
			品名欄（「写真データ」記載部分を除く）	③，④
			下から2段目の枠内の記	⑪

		物品供用請求書 (令和3年2月 26日)	載部分	
			添付資料の記載部分全て	⑪
			内線番号	⑨
			課長相当職未満職員の印影	①
			品目名欄	⑤
			添付資料①の記載部分全て	⑪
			添付資料②の記載部分全て	③～⑥

別紙3 審査請求書（審査請求の理由部分）

(1) まず、全般を通じて、最初に述べておかなければならないのは、法の1条には、目的として、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」との定めがあるということである。

すなわち、情報公開制度は、憲法で定めるところの「国民主権」に資する目的で定められたものであるから、その重要性を鑑み、不開示に該当するや否やの決定は、例外的かつ限定的になされるべきである。安易に不開示決定することは、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ことや、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」を阻害することになりかねないことを、十二分に配慮しなければならない。そうでなければ、名ばかりの「情報開示制度」、ひいては、名ばかりの「国民主権」となってしまうからである。

本開示請求は、公安調査庁が全国各地の人通りの多い街頭に備え付けられた大型ビジョンを用いて、「無差別大最殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下、「団体規制法」という。）5条1項及び4項の規定により観察処分・更新処分を受けている団体（以下、「被処分団体」という。）の情報も含む啓蒙動画（以下、「本件動画」という。）を、過去3回、一定期間を設けて放映したことについての行政文書を開示請求したものである。本件動画放映は、不特定多数向け、つまり広く国民に公表することを前提として実施され、すでに終了している。非公開文書の開示請求ならともかく、国民に広く視聴することを求めて、行政が公開・実施したものであることについての行政文書を開示できないというのは、矛盾した対応であり、不当である。

また、行政が広く国民に公表する情報は、国民に対する影響力は甚大であるといえる。そうであるからこそ、その実施において適法適正になされたかどうか、国民は十分監視する必要がある。この点においても、本件行政文書は開示されるべきである。

以下、別紙2に記載されている各「文書番号」及び「文書名」をあげて、個々、理由を述べる。文書名には、表記の整理上、「ア）」等の符号を付して表記する。別紙2に記載された「不開示とした理由」は必要に応じて引用する。

なお、理由が同じ場合は、「（前記）の記載のとおり」と記載する。

(2) 対象文書①特定URL1について（令和2年3月18日開始分）

文書番号：1－1

ア) 「当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書①」全部
不開示 不開示理由①ないし⑥

不開示理由①及び②による不開示部分については、個人情報等
であるという理由で、異存はない。

不開示理由③（別紙2）

不当である。

公安調査庁の主張に従えば、このような「おそれ」は、公安調査庁
が、本件動画を公表することを決定し、当該法人と本件動画の放映契約
を締結したことで、すでに生じているものである。なぜなら、上記引用
で「当該大型ビジョンで放映された動画の内容から、これに反発を抱く
団体又は個人が存在する可能性は否定できず」と記載しているとおり、
本件動画の内容それ自体に、「団体又は個人」に反発を抱かしめる可能
性がある要素が含まれることを公安調査庁が自認しているからである。

しかし、本件動画は、すでに全国各地の大型ビジョンにて現に放映さ
れ、その期間を満了している。今更、「不満を抱く団体又は個人」によ
る「各種妨害活動」を懸念することの実益は極めて乏しい。

また、「反発を抱く団体又は個人」が実在するとすれば、まずは本件
動画を放映している大型ビジョンそのもの、「新宿アルタビジョン」で
あれば、新宿ダイビルの外壁に設置された当該大型ビジョンの大画面そ
のものに対して、あるいは、インターネットで容易に検索可能な、新宿
ダイビルの所有者であるダイビル株式会社に対して「各種妨害活動」を
なすのではないかと思われる。しかしながら、本件動画を放映した各地
の大型ビジョンの大画面やビルの所有者等において、「反発を抱く団体
又は個人」による「各種妨害活動」によって被害に遭ったという話は聞
いたことがない。

ありもしない「おそれ」を前面に出して不開示の理由の一つにしてい
ることは明白であり、よって、法5条2号イ及び法5条6号柱書きには
該当しない。

このようなこじつけの「おそれ」に比して、本文書が開示される必要
性は非常に高い。どのような内容のものがどのような形態で実施される
のか、その具体的な内容は、相手とのやりとりの中で決定されていくも
のだからである。

行政が公表する情報は、一般的にも正確かつ公正であることが必要で
あろうが、特に本開示請求は、被処分団体に関する情報も含む動画の放
映についてであり、団体規制法においては、その2条及び3条において、

「基本的人権を不当に制限してはならない」との趣旨の規定がある。この定めに基づいて得られた被処分団体に関する情報を行政が扱う場合、当然に被処分団体やその関係者の基本的人権を不当に制限することがないよう、十分に配慮されなければならない。こういった視点も含めて、具体的な実施内容を開示することこそ、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ものである。

なお、仮に法5条2号イに該当するというのであれば、その部分のみ黒塗りにして開示すれば良い。法6条により、部分開示をすれば足りるのであり、本文書全体を不開示とすべき理由にはあたらない。

不開示理由④（別紙2）

不開示理由⑤（別紙2）

不当である。

当該法人とやりとりした結果、すでに本件動画は大型ビジョンで広く国民に向けて放映された。放映前であれば、同業者に「当該法人のビジネス上のノウハウ」が明らかになり、「これらの情報が競争関係にある同業他社等に知られるおそれがあり」という主張も理解できなくはないが、既に放映されてしまったものにまで、すべて当てはめるのは無理がある。

また、「ノウハウを模倣することで、公安調査庁が今後行う同種業務に係る契約への応募を容易にすることが可能となり…」とあるが、これもまた、大型ビジョンで広く国民に向けて本件動画は放映されたのだから、プロである同業者もそれを視聴することができ、そこで「ノウハウ」を習得することが可能となる。

そもそも「ノウハウ」という言葉自体もあいまいである。不開示理由に該当するというのであれば、その内容をもっと具体的に示すべきである。

以上の理由により、法5条2号イには該当しない。

なお、仮に法5条2号イに該当するというのであれば、その部分のみ黒塗りにして開示すれば良い。法6条により、部分開示をすれば足りるのであり、本文書全体を不開示とすべき理由にはあたらない。

また、「当該法人の（ビジネス上の）ノウハウ」が、公安調査庁に対する破格の優遇措置を指し、それでもって当該法人と公安調査庁との契約が成立したという意味の「ノウハウ」であれば、それこそ「官民の癒着」が疑われるところであり、「公正で民主的な行政の推進」のために、国民が監視しなくてはならない事項である。こういった内容のものを「法5条2号イには該当する」とすることは、断じて許されることではない。

不開示理由⑥（別紙２）

不当である。

まさに、その交渉内容こそが、行政が適法適正になされたかどうかの証拠そのものといえるのだから、むしろ積極的に開示されなければならない。前述の「当該法人の公安調査庁に対する破格の優遇措置」といったような「官民の癒着」も、交渉過程で生じるものだし、「国民の基本的人権が不当に侵害」されるかどうかについても、交渉内容と直結している。たとえば、本件動画について、画像の陰影ひとつ、ナレーションの付け方ひとつ、BGMの選択ひとつで、それを視聴した者たちの受ける印象は大きく異なる。そういったものを公安調査庁はどのように提供したのか、当該法人側に加工の余地はあったのか等々、これらを正確に知り得るには、交渉内容を開示させることしか方法はない。

こういった部分を監視できないとするなら、情報開示制度は全く意味をなさない。それを易易と「法５条６号柱書きに該当する」とすることは、まさに、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」を放棄すると宣言したに等しい。

文書番号：１－２

ア) 物品共用請求書 一部不開示 品目名欄 不開示理由⑤

品目はこの文書の中核である。これを不開示とするのは、情報公開請求の意味をなさない。また、「ノウハウ」という言葉はあいまいである。あいまいなまま、法５条２号イに該当して不開示とするのは、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

イ) 御見積書 一部不開示

・商品コード 不開示理由⑤

商品コードのどこが「ノウハウ」にあたるのか不明。「ノウハウ」という言葉はあいまいである。あいまいなまま、法５条２号イに該当して不開示とするのは、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

・２の品名 不開示理由④

金額をみるとマイナスになっている。「値引き」と想定されるが、こういう取引こそ、「公正で民主的な行政の推進」のために、国民が監視しなくてはならない事項である。それを法５条２号イに該当して不開示することは、許されるものではない。

ウ) 御見積書明細 一部不開示 写真番号欄 不開示理由⑤

「写真内容」が開示されており、「写真番号欄」を黒塗りして開示しない理由が理解できない。これは「ノウハウ」のあいまいさから

くるものである。あいまいなまま、法5条2号イに該当して不開示とするのは、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

文書番号：1－3

- ア) 御見積書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由③
上記1－1ア)の不開示理由③についての記載のとおり

文書番号：1－4

- ア) 見積書 一部不開示

- ・ 13行目以下 不開示理由⑦

「今後の各種妨害活動を誘発させるおそれがあり」とあるだけで、当該記載内容にどのような情報が含まれるのか一切記載がなく、不開示理由として到底容認できない。たとえば、不開示理由①や②のように、「個人を識別することが可能となる情報」とか、不開示理由⑧のように「口座情報等」とかの記載があれば、それをもとに、不開示としたことの判断の合理性についての評価が、いちおうできなくはない。ところが、この⑦の記載は、その不開示とした判断の合理性について評価をする「手がかり」が一切示されていないのである。まさに、「問答無用」で開示請求を切り捨てていると言って過言ではない。

このような理由で、不開示が認められるのであれば、行政にとって都合の悪い文書は、一切合切、不開示にできてしまう。まさに、名ばかりの「情報開示制度」、名ばかりの「国民主権」、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

企業からの見積書において、主に記載されるものは商品（サービス）と金額である。そこで「妨害活動」を誘発させる内容が記載されているというのであれば、すなわち、公安調査庁に対する何がしかの金銭的な優遇措置が記載されており、それについて反感を持たれ妨害活動を誘発させるというのが想定される。そのような記載であれば、それは「公正で民主的な行政の推進」のために、国民が監視しなくてはならない事項である。それを法5条2号イに該当して不開示とすることは、許されるものではない。

- ・ 添付資料全て 不開示理由③及び④

上記1－1ア)の不開示理由③及び④（及び⑤）の記載のとおり

- イ) 御見積明細書 一部不開示 写真番号欄 不開示理由⑤

上記 1 - 2 ウ) の記載のとおり

文書番号 1 - 5

ア) 「当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書②」全部不開示 不開示理由①ないし⑥

上記 1 - 1 ア) の記載のとおり

文書番号 1 - 6

ア) 御請求書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由③ないし⑤

上記 1 - 1 ア) の③ないし⑤の記載のとおり

文書番号 1 - 7

ア) 御請求書 一部不開示 備考欄 不開示理由⑦

「今後の各種妨害活動を誘発させるおそれがあり」とあるだけで、当該記載内容にどのような情報が含まれるのか一切記載がなく、不開示理由として到底容認できない。たとえば、不開示理由①や②のように、「個人を識別することが可能となる情報」とか、不開示理由⑧のように「口座情報等」とかの記載があれば、それをもとに、不開示としたことの判断の合理性についての評価が、いちおうできなくはない。ところが、この⑦の記載は、その不開示とした判断の合理性について評価をする「手がかり」が一切示されていないのである。まさに、「問答無用」で開示請求を切り捨てていると言って過言ではない。

このような理由で、不開示が認められるのであれば、行政にとって都合の悪い文書は、一切切、不開示にできてしまう。まさに、名ばかりの「情報開示制度」、名ばかりの「国民主権」、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

請求書は、その前に作成される見積書に基づいて作成されるわけだが、企業からの請求書において、主に記載されるものは提供した商品（サービス）と金額である。そこで「妨害活動」を誘発させる内容が記載されているというのであれば、すなわち、公安調査庁に対する何がしかの金銭的な優遇措置が記載されており、それについて反感を持たれ妨害活動を誘発させるというのが想定される。そのような記載であれば、それは「公正で民主的な行政の推進」のために、国民が監視しなくてはならない事項である。それを法 5 条 2 号イに該当して不開示とすることは、許されるものではない。

イ) 納品書 一部不開示

・備考欄 不開示理由⑦

「今後の各種妨害活動を誘発させるおそれがあり」とあるだけで、当該記載内容にどのような情報が含まれるのか一切記載がなく、不開示理由として到底容認できない。たとえば、不開示理由①や②のように、「個人を識別することが可能となる情報」とか、不開示理由⑧のように「口座情報等」とかの記載があれば、それをもとに、不開示としたことの判断の合理性についての評価が、いちおうできなくはない。ところが、この⑦の記載は、その不開示とした判断の合理性について評価をする「手がかり」が一切示されていないのである。まさに、「問答無用」で開示請求を切り捨てていると言って過言ではない。

このような理由で、不開示が認められるのであれば、行政にとって都合の悪い文書は、一切合切、不開示にできてしまう。まさに、名ばかりの「情報開示制度」、名ばかりの「国民主権」、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

納品書は、公安調査庁に対する企業からの納品の明細である。その備考欄に「妨害活動」を誘発させる内容が備考欄に記載されているというのであれば、すなわち、公安調査庁に対する何がしかの優遇措置が記載されており、それについて反感を持たれ妨害活動を誘発させるというのが想定される。そのような記載であれば、それは「公正で民主的な行政の推進」のために、国民が監視しなくてはならない事項である。それを法5条2号イに該当して不開示とすることは、許されるものではない。

- ・添付資料全て 不開示理由③ないし⑤
上記1-1ア)の③ないし⑤の記載のとおり

文書番号1-10

- ア) 御請求書 一部不開示 備考欄 不開示理由⑦
上記1-7ア)の記載のとおり
- イ) 納品書 一部不開示
 - ・備考欄 不開示理由⑦
 - ・添付資料全て 不開示理由③ないし⑤
上記1-7イ)の記載のとおり

文書番号：1-11

- ア) 見積書 一部不開示 13 行目以下 不開示理由⑦
上記1-4ア) 見積書 一部不開示 13 行目以下 不開示理由⑦の記載のとおり

文書番号：1-12

- ア) 御請求書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由③ないし⑤
上記1-1ア)の③ないし⑤の記載のとおり

文書番号：1-14

- ア) 予定価格調書案 一部不開示
- ・下から2段目 不開示理由⑪
その積算方法こそ、行政の適切な経費計算、国税の適切な使い方を裏付けるものであって、「公正で民主的な行政の推進」のために、国民が監視しなくてはならない事項である。法5条6号ロに該当して不開示とするのは不当である。
 - ・添付資料全て 不開示理由⑪
上記の記載のとおり
- イ) 予定価格調書案 一部不開示
- ・下から2段目不開示理由⑪
 - ・添付資料全て不開示理由⑪
上記ア)の記載のとおり
- ウ) 御見積書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由③ないし⑤
上記1-1ア)の③ないし⑤の記載のとおり
- エ) 見積書 一部不開示
- ・13行目以下 不開示理由⑦
 - ・添付資料全て 不開示理由③ないし⑤
上記1-4ア)の記載のとおり

文書番号：1-15

- ア) 請求明細表 一部不開示 商品コード欄・内容説明欄 不開示理由⑤

内容は請求明細表の主要項目である。これを不開示とするのは、情報公開の意味をなさない。

また、商品コードのどこが「ノウハウ」にあたるのか不明。「ノウハウ」という言葉はあいまいである。あいまいなまま、法5条2号イに該当して不開示とするのは、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

文書番号：1-16

- ア) 御見積書 一部不開示
- ・商品コード 不開示理由⑤

- ・ 2 の品名 不開示理由④
上記 1 - 2 イ) の記載のとおり

文書番号： 1 - 1 7

- ア) 請求書 一部不開示 作品番号欄 不開示理由⑤

「内容」が開示されており、「作品番号」を黒塗りして開示しない理由が理解できない。これは「ノウハウ」のあいまいさからくるものである。あいまいなまま、法 5 条 2 号イに該当して不開示とするのは、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

文書番号： 1 - 1 8

- ア) 御見積明細書 一部不開示 写真番号欄 不開示理由⑤

上記 1 - 2 ウ) の記載のとおり

- イ) 物品供用請求書 一部不開示

- ・ 品目名欄 不開示理由⑤

上記 1 - 2 ア) の記載のとおり

- ・ 添付資料全て 不開示理由⑩

上記 1 - 1 4 ア) の記載のとおり

(3) 対象文書 特定 URL 2 について (令和 2 年 7 月 2 0 日開始分)

文書番号 2 - 1

- ア) 「当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書③」

全部不開示 不開示理由①ないし⑥

上記 1 - 1 ア) の記載のとおり

文書番号 2 - 2

- ア) 決裁文書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由②ないし⑤,
⑦

不開示理由②ないし⑤について、上記 1 - 1 ア) の記載のとおり不開示理由⑦については、「今後の各種妨害活動を誘発させるおそれがあり」とあるだけで、当該記載内容にどのような情報が含まれるのか一切記載がなく、不開示理由として到底容認できない。たとえば、不開示理由①や②のように、「個人を識別することが可能となる情報」とか、不開示理由⑧のように「口座情報等」とかの記載があれば、それをもとに、不開示としたことの判断の合理性についての評価が、いちおうできなくはない。ところが、この⑦の記載は、

その不開示とした判断の合理性について評価をする「手がかり」が一切示されていないのである。まさに、「問答無用」で開示請求を切り捨てていると言ってしまうのは過言ではない。

このような理由で、不開示が認められるのであれば、行政にとって都合の悪い文書は、一切合切、不開示にできてしまう。まさに、名ばかりの「情報開示制度」、名ばかりの「国民主権」、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

イ) 物品供用請求書一部不開示

- ・品目名欄不開示理由⑤
- ・添付資料全て不開示理由⑩

上記1-18イ)の記載のとおり

文書番号：2-3

ア) 「当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書④」

全部不開示 不開示理由①ないし⑥

上記1-1ア)の記載のとおり

文書番号：2-5

ア) 「当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書⑤」

全部不開示 不開示理由①ないし⑥

上記1-1ア)の記載のとおり

文書番号：2-7

ア) 「当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書⑥」

全部不開示 不開示理由③ないし⑥

上記1-1ア)の③ないし⑥の記載のとおり

文書番号：2-8

ア) 請求書 一部不開示 作品番号欄 不開示理由⑤

上記1-17ア)の記載のとおり

文書番号：2-10

ア) 納品書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由③-⑤

上記1-1ア)の③ないし⑤の記載のとおり

文書番号：2-12

ア) 予定価格調書 一部不開示 下から2段目 不開示理由⑩

上記1-14ア)の記載のとおり

イ) 予定価格調書案 一部不開示

- ・下から2段目不開示理由⑪
- ・添付資料全て不開示理由⑪

上記1-14ア)の記載のとおり

ウ) 決裁文書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由②ないし⑤,
⑦

上記2-2ア)の記載のとおり

文書番号：2-13

ア) 請求明細表 一部不開示 商品コード・内容説明欄 不開示理由
⑤

上記1-15ア)の記載のとおり

文書番号：2-14

ア) 御見積書一部不開示

- ・商品コード 不開示理由⑤
- ・2と3の品名 不開示理由④

上記1-2イ)の記載のとおり

文書番号：2-15

ア) 請求書 一部不開示 作品番号欄 不開示理由⑤

上記1-17ア)の記載のとおり

文書番号：2-16

ア) 御見積明細書 一部不開示 写真番号欄 不開示理由⑤

上記1-2ウ)の記載のとおり

イ) 御見積明細書 一部不開示 写真番号欄 不開示理由⑤

上記1-2ウ)の記載のとおり

ウ) 物品供用請求書 一部不開示

- ・品目名欄 不開示理由⑤
- ・添付資料全て 不開示理由⑪

上記1-18イ)の記載のとおり

(4) 対象文書 特定URL3について(令和3年3月1日開始分)

文書番号：3-1

ア) 「当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書⑦」

全部不開示 不開示理由①ないし⑥

上記1-1ア)の記載のとおり

文書番号：3-2

- ア) 決裁文書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由③ないし⑤
上記1-1ア)の③ないし⑤の記載のとおり
- イ) 仕様書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由②ないし⑤,
⑦ないし⑧
上記2-2ア)の記載のとおり⑧については異存なし

文書番号：3-3

- ア) 物品供用請求書 一部不開示
- ・品目名欄 不開示理由⑤
 - ・添付資料全て 不開示理由⑪
- 上記1-18イ)の記載のとおり

文書番号：3-4

- ア) 「当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書⑧」
全部不開示 不開示理由①ないし⑦

上記1-1ア)の記載のとおり。また不開示理由⑦については、「今後の各種妨害活動を誘発させるおそれがあり」とあるだけで、当該記載内容にどのような情報が含まれるのか一切記載がなく、不開示理由として到底容認できない。たとえば、不開示理由①や②のように、「個人を識別することが可能となる情報」とか、不開示理由⑧のように「口座情報等」とかの記載があれば、それをもとに、不開示としたことの判断の合理性についての評価が、いちおうできなくはない。ところが、この⑦の記載は、その不開示とした判断の合理性について評価をする「手がかり」が一切示されていないのである。まさに、「問答無用」で開示請求を切り捨てていると言って過言ではない。

このような理由で、不開示が認められるのであれば、行政にとって都合の悪い文書は、一切合切、不開示にできてしまう。まさに、名ばかりの「情報開示制度」、名ばかりの「国民主権」、国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

文書番号：3-6

- ア) 「当該法人との交渉又は連絡内容等が記載されている文書⑨」
全部不開示 不開示理由①ないし⑥
上記1-1ア)の記載のとおり。

文書番号： 3 - 8

ア) 請求書一部不開示

- ・ 作品番号欄 不開示理由⑤
上記 1 - 1 7 ア) の記載のとおり
- ・ 添付資料全て 不開示理由⑤
上記 1 - 1 ア) の (④ないし) ⑤記載のとおり

文書番号： 3 - 1 2

ア) 予定価格調書 一部不開示 下から 2 段目 不開示理由⑪

上記 1 - 1 4 ア) の記載のとおり

イ) 予定価格調書案 一部不開示

- ・ 下から 2 段目 不開示理由⑪
- ・ 添付資料全て 不開示理由⑪
上記 1 - 1 4 ア) の記載のとおり

ウ) 決裁文書 一部不開示 添付資料 不開示理由②ないし⑤

上記 1 - 1 ア) の③ないし⑤の記載のとおり

エ) 仕様書 一部不開示 添付資料全て 不開示理由②ないし⑤,
⑦ないし⑧

上記 2 - 2 ア) の記載のとおり ⑧については異存なし

文書番号： 3 - 1 3

ア) 請求書 一部不開示 作品番号欄 ★不開示理由記載なし

作品番号欄が黒塗りされているが、不開示であること及び不開示理由の記載がない。他の記載に照らすと、不開示理由は⑤と推測できる。

上記 1 - 1 7 ア) の記載のとおり

文書番号： 3 - 1 4

ア) 御見積明細書 一部不開示 写真番号欄 不開示理由⑤

上記 1 - 2 ウ) の記載のとおり

文書番号： 3 - 1 5

ア) 請求明細表 一部不開示 商品コード・内容説明 不開示理由⑤

上記 1 - 1 5 ア) の記載のとおり

文書番号： 3 - 1 6

ア) 御見積書 一部不開示

- ・ 商品コード 不開示理由⑤

- ・ 2 と 3 の品名 不開示理由④
上記 2 - 1 4 ア) 記載のとおり
- イ) 御見積書 一部不開示
 - ・ 商品コード 不開示理由⑤
 - ・ 2 と 3 の品名 不開示理由④
上記 2 - 1 4 ア) 記載のとおり

文書番号： 3 - 1 7

- ア) 決裁文書 一部不開示 「伺い」の中の品目及び数量，契約業者
★不開示理由記載なし

「伺い」の中の品目及び数量，契約業者が黒塗りされているが，不開示であること及び不開示理由の記載がない。

契約業者の方は企業名と推察されるが，品目・数量については，不開示理由を示されたい。

- イ) 予定価格調書案 一部不開示
 - ・ 品名欄 不開示理由③ないし④

品目はこの文書の中核である。これを不開示とするのは，情報公開請求の意味をなさない。また，「ノウハウ」という言葉はあいまいである。あいまいなまま，法 5 条 2 号イに該当して不開示とするのは，国民の知る権利を不当に軽んじていると言わざるを得ない。

また，金額をみるとマイナスになっているものもある。「値引き」と想定されるが，こういう取引こそ，「公正で民主的な行政の推進」のために，国民が監視しなくてはならない事項である。それを法 5 条 2 号イに該当して不開示とすることは，許されるものではない。

- ・ 下から 2 段目 不開示理由⑪
上記 1 - 1 4 ア) 記載のとおり
- ・ 添付資料全て 不開示理由⑪
上記 1 - 1 4 ア) 記載のとおり
- ウ) 予定価格調書案 一部不開示
 - ・ 品目名欄 不開示理由③ないし④
 - ・ 下から 2 段目不開示理由⑪
 - ・ 添付資料全て不開示理由⑪
上記イ) の記載のとおり
- エ) 物品供用請求書 一部不開示
 - ・ 品目名欄 不開示理由⑤
上記 1 - 2 ア) の記載のとおり
 - ・ 添付資料 1 全て 不開示理由⑪

- 上記1-14ア)の記載のとおり
- ・添付資料2全て 不開示理由③ないし⑥
上記1-1ア)の記載のとおり

別紙4 意見書

諮問庁は、理由説明書において、「審査請求人の主張には理由はない」と断じているが、公安調査庁の不開示決定に係る「不開示理由③」について、なんら具体的な立証をしていない。

具体的な立証もなく簡単に不開示決定が認められるとするなら、それこそ情報公開制度は恣意的なものであり、骨抜き制度と言わざるを得ない。

- 1 諮問庁の主張には、「当該大型ビジョンで放映された動画の内容から、これに反発を抱く団体又は個人が存在する」（不開示理由③）ということの蓋然性ないしその程度について、過去において現にそのような「団体又は個人の存在」が明らかになった事実があったことの立証が欠如している。諮問庁は、自らの主張について、事実即して具体的に立証をすべきである。
- 2 諮問庁の主張には、「当該法人の名称等が知られることにより、当該法人及び当該法人の職員等に対して、各種妨害活動を誘発させる」（不開示理由③）ということの蓋然性ないしその程度について、過去において現にそのような「各種妨害活動の誘発」が明らかになった事実があったことの立証が欠如している。諮問庁は、自らの主張について、事実即して具体的に立証をすべきである。
- 3 なお、「内閣府情報公開審査会平成14年2月25日答申・平成13年度140号」事件では、公安調査庁は、観察処分に基づく被処分団体からの報告徴取によって得られた情報等の情報公開請求について、全部不開示の判断をした際、その理由について、「教団を敵視する右翼団体等が公にされた情報に刺激されて、教団の施設又は構成員に対し犯罪行為を行うことが懸念される。」とした上で、「松本サリン事件及び地下鉄サリン事件等が同教団の犯行であることが発覚した後最近までに発生した右翼団体等による教団を狙った犯罪行為は、別表「オウム真理教に対する右翼団体等関連事件一覧表」のとおりである。こうした事件の多くは、右翼団体構成員が、報道を通じて被処分団体の進出や施設の存在等を知り、これを攻撃して信徒の退去と自己及び所属団体の存在の誇示を目的として敢行したものである。」として、「教団の施設又は構成員に対する犯罪行為」の懸念を具体的に立証している（平成13年7月9日付け「理由説明書」。本書末尾に抜粋して添付）。
このような「具体的立証」もせずに、安易な不開示決定は認められるべきではない。

別表

	不開示情報	該当文書番号
ア	特定法人との交渉に係る内容	1-1, 1-5, 2-1, 2-3, 2-5, 2-7, 3-1, 3-4, 3-6
イ	特定法人の名称, 所在地, 連絡先, 債主コード, 当該法人の代表者の氏名及び印影並びに当該法人の印影	1-2, 1-3, 1-4, 1-6, 1-7, 1-8, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16, 1-17, 1-18, 2-2, 2-8, 2-10, 2-11, 2-13, 2-14, 2-15, 2-16, 3-2, 3-3, 3-7, 3-8, 3-10, 3-11, 3-12, 3-13, 3-14, 3-15, 3-16, 3-17
ウ	商品コード (品目名欄, 作品番号欄, 写真番号欄)	1-2, 1-4, 1-15, 1-16, 1-17, 1-18, 2-2, 2-8, 2-13, 2-14, 2-15, 2-16, 3-8, 3-13, 3-14, 3-15, 3-16
エ	決裁文書等の添付資料	1-3, 1-4, 1-6, 1-7, 1-10, 1-12, 1-14, 2-2, 2-10, 2-12, 3-2, 3-8, 3-12, 3-17
オ	請求明細表等の商品の内容説明	1-15, 2-13, 3-15
カ	予定価格の積算方法が分かる資料	1-14, 1-18, 2-2, 2-12, 2-16, 3-3, 3-12, 3-17
キ	契約履行の特約に係る記載	1-4, 1-7, 1-10, 1-11, 1-14
ク	御見積書の品名欄の特約に係る記載	1-16, 2-14, 3-16